

国立高専教職員の

未払い賃金請求訴訟の公正な判決を求めます

平成24年（ワ）第33498号

東京地方裁判所 民事第11部乙B係 御中

全国に51校ある国立高等専門学校は、実践的技術者の輩出を目的とした高等教育機関として、国内企業はもとより経済協力開発機構（OECD）などからも高い評価を得ており、今では他国でも日本の高専制度を参考にした教育機関の導入が始まり、その数は年々増加しています。こうした高専に対する高い評価は、教職員が技術教育のために学生と真剣に向き合い、高専を維持・発展させてきたからです。



国立高専は2004年4月に独立行政法人とされ、教職員は非公務員となり民間の労働法制の下におかれています。しかし、高専機構本部は、政府・文科省から国の給与臨時減額に対応した必要な措置をとるよう要請があり、今後、運営費交付金が削減される可能性があることを理由に、労使交渉を一方的に打ち切り、国家公務員よりも低い賃金水準にある教職員に対し、2012年7月に就業規則を一方的に不利益変更し、最大9.77%の賃下げを強行実施しました。

最高裁の判例は、賃金や退職金など労働者の重要な権利・労働条件について不利益をおよぼす就業規則の変更は「高度の必要性に基づいた合理的な内容のもの」でなければなりません（「みちのく銀行事件」最高裁2000年9月7日判決）。また、労働契約法第10条は、例外的に就業規則の不利益変更が認められる場合の要件を規定していますが、高専機構本部の賃金引き下げはその要件をまったく満たしていません。

高専機構本部は、学校現場の教職員を顧みることなく、政府や文部科学省の発言や通知を給与決定の判断基準とするばかりであり、運営費交付金が削減されたとしても、不要不急の事業を再検討することで賃金減額を回避する経営努力を放棄しています。この不利益変更による教職員の受ける影響は大きく、生活環境や教育研究活動の見直しを余儀なくされています。

貴裁判所におかれましては、国立高専を支える教職員に合理的な理由が説明されることなく、労働条件の一方的な不利益変更として大幅な賃下げが強行実施されたことを十分にご理解いただき、このような教育現場で行われた理不尽な行為に対して、公正な判決を下すことを強く要望します。

年 月 日

団体名

所在地

代表者名

印

取扱団体：全国大学高専教職員組合（全大教）

〒110-0015 東京都台東区東上野6丁目1番7号 MSKビル7階 TEL03-3844-1671

全大教と加盟組合は、減額された賃金の請求訴訟を闘っています

昨年、全国の国立大学法人・国立高等専門学校・大学共同利用機関において最大 9.77%、平均 7.8%という前代未聞の大幅な賃金カットが強行されました。これに対して、全大教高専協議会、高エネルギー加速器研究機構職員組合、福岡教育大学教職員組合、山形大学職員組合、富山大学教職員組合、京都大学職員組合、新潟大学職員組合、高知大学教職員組合は、各国立大学法人、独立行政法人を相手にカットされた賃金の支払いを求める裁判を起こしました。
(2013年7月時点。さらに数組合が提訴を準備中)

ん。下水道工事、林道整備、照明・暖房の節電投資、自然エネルギーの開発経費など、本来、一般予算で行なうべき公共事業が復興予算から続々と投入されており、「被災者の痛みを分かち合おう」という法人による賃金減額の理由説明が、教職員の善意につけこんだ許しがたい虚言だったことが明白です。

もともと高等教育への公財政支出は先進国中最低

従来から日本は教育投資が極端に少ない国です。諸外国と比べて、大学や高等教育に対して十分な資金が投下されていないのです。たとえば、学生一人当たりに対する絶対額では、アメリカ・イギリス・フランス・ドイツなど主要先進国と比べるとほぼ半額（ドイツ11066ドル、5カ国平均9086ドルに対し、日本は4923ドル）にすぎません。教育費全体の対GDP比に至っては、OECD加盟諸国中、最下位です（デンマーク7.5%、加盟国平均5.4%に対し、日本は4.5%、いずれもOECD資料による）。教職員の労働条件は、学生にとって最大の教育条件です。賃金を切り下げ、労働条件を悪化させておいて、優秀な教職員を確保することなど不可能です。